

ニセコヘリポート 運用規則

更新日：令和 8 年 6 月 15 日

第 1 章 総 則

第 1 条（趣旨）

本規則は航空法の定めに準拠し、ニセコヘリポート場外離着陸場（以下「ニセコヘリポート」とする。）の管理に関し、使用上の条件その他運用に必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（住 所）

ニセコヘリポートの所在は次の通り。

北海道虻田郡ニセコ町字曾我 8 7 0 番 6 号

Google Map: <https://maps.app.goo.gl/PzGwQ5uT1nSzrnuH9>

第 3 条（所有者）

ニセコヘリポートの所有者は、ニセコ町とする。

第 4 条（管理者）

ニセコヘリポートの管理者は、Hokkaido Connection 株式会社とする。

第 2 章 運 航

第 5 条（離着陸可能期間）

1. ニセコヘリポートの離着陸可能期間は、毎事業年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの通年とする。
2. 冬季間の稼働に際しては、安全運航のため積雪状況に応じた適切な除雪を実施する。
しかしながら、特定の時間を指定しての除雪には対応が出来ない場合がある。
3. 冬季は除雪のためヘリポートゲートは開放している。

※冬季期間とは 11/15～3/31 のことを指す

第 6 条（運航可能時間）

1. ニセコヘリポートの離着陸可能時間は、原則 8 時～17 時の間とする。
ただし、荒天などの理由から、前述の時間内に離着陸できない場合は、周辺環境及び周辺住民に配慮しつつ、適宜調整するものとする。
2. 12 時から 13 時の離着陸は、原則行わないものとするが、緊急の用途により使用する場合は、この限りではない。

第 7 条（運航可能機体）

最大離着陸重量が 9 トンを超える機体は使用できない。

第 8 条（使用料金）

1. ニセコヘリポートの使用料金は次の通りとする。

（ア）着陸料 夏季 1 回 5,000 円、冬季 1 回 8,000 円

※タッチアンドゴーも 1 回につき着陸料を徴収する。

（イ）駐機料 着陸から 1 時間まで無料

2 時間目以降 3,000 円／1 時間、2 4 時間まで最大料金 9,000 円

※駐機料は最初の着陸後 2 4 時間ごとにリセット

（ウ）保管料 物品 1 つ、1 日につき 1,000 円

※物品の保管可否については使用者と管理者とで事前協議を必要とする。

2. 国又は地方自治体が公用のために使用するときは、使用料金を減免することがある。
3. 前二項のほか、使用料金の例外を適用する場合は、その使用料金を管理者が決定する。

第9条（使用手順及び使用許可など）

1. 航空機の離着陸、停留及びその他訓練飛行などの目的によりニセコヘリポートの使用を希望する場合は、あらかじめ別記様式「場外離着陸場使用許可申請書」を管理者へ提出し、許可を得なければならない。
2. 使用希望者が所有者よりニセコヘリポートの貸付許可及び場外離着陸場使用許可を別途得ている場合は前項の定めによらない。
3. 使用希望者は、前二項に定める許可に加え、使用希望日時等の詳細について管理者へ原則使用日の 3 営業日前までに調整を行い、初めて離着陸を実施することができる。
ただし、緊急用及び公共用の使用（公務、防災、救難、救助活動及び患者の搬送等）については前項までの定めのみではなく、別紙「緊急連絡先及び管理者連絡先」の連絡体制に従い、速やかに通報又は連絡などを行うものとする。

第10条（使用者の責務）

1. 使用者は、やむを得ない場合を除き、周辺の病院及び学校などの施設上空を避けて飛行すること。
2. 騒音や砂塵による問題（苦情など）が生じた場合は、管理者と使用者の双方が問題解決に向けて迅速に対応することとし、その対応状況を所有者に随時報告すること。
3. 使用に当たりヘリポートのゲートの開錠及び施錠は使用者が行う。
暗証番号は使用許可書を発行時に伝達する。なお使用者以外には共有しないこと。
4. 駐機及び野外係留における機体の管理は使用者が行い管理者は責任を持たない。

第3章 管理者の責務、権限及び禁止行為など

第11条（管理者の責務及び権限）

1. 管理者は、ニセコヘリポートに風向指示器を設置し、施設及び設備を常に航空機の安全運航に支障がない様に整備管理しておくのと同時に、場内の安全維持についての責任を有する。
2. 管理者は、使用者及び使用希望者の行為等について、関係法令、信義誠実の原則及び運用上問題があると認めたときは、所有者と管理者の双方協議の上、使用者等のニセコヘリポートの使用許可の取消しや損害の賠償請求など、必要に応じた法的措置を含めて使用者へ講じることができる。

第12条（車輛の使用又は取扱の制限）

場内にて車輛の使用をする者は、管理者の定めた区域外において車輛を運転及び駐車してはならない。
管理者が管理上必要と認めた場合はこの限りではない。

第13条（危険物の運搬禁止）

1. 場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯・運搬する行為
 - ② 管理者の定める区域以外の場所に可燃性の液体、ガス又はその他これに類する物品の保管若しくは貯蔵する行為
 - ③ 前二号に定めるもののほか、危険を発生させる恐れのある行為ただし、管理者が管理上必要と認めた場合は前項の限りではない。

第14条（その他禁止行為等）

前条の定めのほか、航空法第 53 条並びに同法施行規則第 92 条の 3 及び第 92 条の 4 に加え、次の定めを遵守すること。

- ① 何人も、着陸帯、誘導路、エプロン、標識施設及び給油施設を損傷し、その他これらの機能を損なう恐れのある行為をしてはならない。
- ② 何人も、ニセコヘリポート内で回転翼航空機に向かって物を投げ、着陸帯、誘導路又はエプロンに金属片、布及びその他の物を放置してはならない。
- ③ 何人も、みだりに着陸帯、誘導路、及びエプロンに立ち入ってはならない。

別記様式
場外離着陸場使用許可申請書

年 月 日

Hokkaido Connection 株式会社 御中

住所

申請者 氏名 印

ニセコヘリポートを使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 日 時	着陸： 年 月 日 時 分離陸： 年 月 日 時 分
使 用 目 的	
使用予定航空機	型 式：国籍登録記号： 最大離陸重量： トン
飛 行 予 定 経 路	
そ の 他	

別紙 ヘリポート主要諸元、緊急連絡先及び管理者連絡先

ヘリポート主要諸元

標高 801 ft (244 m)
座標 42° 49' 58" N 140° 40' 19" E
NR (MAG) 07/25 06/24
寸法 82 × 66 ft (25 × 20 m)
表面 アスファルト・コンクリート
強度 AUW 9,000 kg (19,840 lb)

緊急連絡先及び管理者連絡先

- 警察 110 番
倶知安警察署
北海道虻田郡倶知安町南 1 条東 2 丁目 電話 0136-22-0110

- 救急・消防 119 番
羊蹄山ろく消防組合消防署 ニセコ支署
北海道虻田郡ニセコ町富士見 電話 0136-44-2354

- ニセコ医院
北海道虻田郡ニセコ町富士見 2-11 電話 0136-44-2201

- 倶知安厚生病院
北海道虻田郡倶知安町北 4 条東 1 丁目 2 電話 0136-22-1141

- 所有者
ニセコ町
北海道虻田郡ニセコ町富士見 55 番地 電話 0136-44-2121

- 航空局
国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 電話 050-3198-2865

管理者

Hokkaido Connection 株式会社

北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ1条3丁目2-6

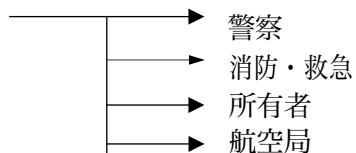
電話 0136-21-7007

担当 中村 康之 090-6213-7080

ベンジャミン・カー 090-6264-4242

緊急時連絡体制

管理者



飛行禁止区域

Niseko
Heliport

